

令和8年度木津川市障害者福祉タクシー等利用券交付事業の制度概要について

内 容

<令和6年度からの変更点>

変更前

年間12,000円(上限)のタクシー利用券を交付

変更後

①と②を交付

①年間10,000円分(上限)のタクシー利用券

②年間2,000円分(上限)のタクシー・ガソリン併用利用券

●タクシー利用券とは

木津川市と協定を結んだタクシー事業者のタクシーに乗車された際に、タクシー料金を支払うことができる券(以下「利用券」という。)です。利用はタクシー利用に限定されます。

●タクシー・ガソリン併用利用券とは

上記のタクシー利用に加え、木津川市と協定を結んだ市内のガソリンスタンドにて、ガソリン給油時の料金の支払いに利用することが出来る券(以下「併用利用券」という。)です。利用はタクシーおよびガソリン給油のどちらにも利用できます。

(注) 5月1日以降に申請され、決定された場合は申請月の翌月分よりの月割交付(月額1,000円分)となります。

(例) 7月1日に申請され、認定された場合

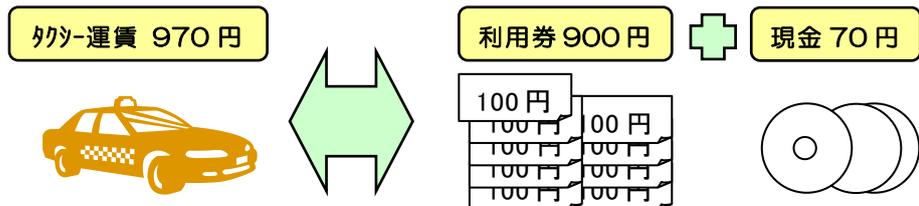
⇒8月から翌年3月分までの8か月分を対象とし計算するため、6千円分の利用券と2千円分の併用利用券を合わせて8千円分を交付します。

使用 方法

『利用券』『併用利用券』を利用する場合は、タクシーの乗車時およびガソリンスタンドでの給油前に各利用券と障害者手帳を提示し、利用する旨を伝えてください。

また、1枚100円券になっていますので、タクシーの利用料金やガソリン給油料金のうち、100円未満の額については利用券を使用できませんので、現金等でお支払いください。

<タクシーの利用(例)>



<ガソリン給油の利用(例)>



対 象 者	木津川市在住の障害のある方で、次の障害の程度に該当される方								
	<table border="1"> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td>下肢・移動機能障害</td> <td rowspan="3">1・2級</td> </tr> <tr> <td> 上肢1・2級かつ下肢3級の方 上肢1・2級かつ公共交通機関の利用困難者（医師意見書要） を含む。 </td> </tr> <tr> <td>体幹機能障害</td> </tr> <tr> <td> 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ 肝臓・免疫機能障害 </td> <td>1級</td> </tr> </table>	視覚障害	1・2級	下肢・移動機能障害	1・2級	上肢1・2級かつ下肢3級の方 上肢1・2級かつ公共交通機関の利用困難者（医師意見書要） を含む。	体幹機能障害	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ 肝臓・免疫機能障害	1級
	視覚障害	1・2級							
	下肢・移動機能障害	1・2級							
	上肢1・2級かつ下肢3級の方 上肢1・2級かつ公共交通機関の利用困難者（医師意見書要） を含む。								
	体幹機能障害								
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ 肝臓・免疫機能障害	1級								
療育手帳	A 判定								
精神障害者保健福祉手帳	1級								
所 得 制 限	<u>対象者及びその配偶者の方（18歳未満の児童にあつては、対象児及びその同一世帯に属する方）について、市町村民税所得割※（住宅借入金等特別税額控除前）の額を合算した額が26万5千円以下の方</u> ※令和8年3月～6月申請分：令和7年度 令和8年7月～令和9年2月申請分：令和8年度の税額で審査します。								
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用券は木津川市と協定を結んでいるタクシー事業者（協会）に対して利用できます。 ・ <u>併用利用券が利用できる市内のガソリンスタンドについては利用券等の交付決定時にお知らせいたします。</u> ・ 利用券、併用利用券はいかなる事情があつても再交付できません。汚損の場合に限り、汚損した利用券と同一枚数の新券を交換することができます。 ・ 対象者要件に該当しなくなった場合は利用券、併用利用券を返還してください。 ・ タクシーを利用するときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を必ず携帯し、タクシー乗務員から提示を求められたときは提示してください（手帳提示によりタクシー料金が割引される場合があります。）。 ・ ガソリンスタンドで利用するときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を必ず携帯し、ガソリンスタンドの店員に提示を求められたときは提示してください。 ・ 利用券、併用利用券を不正に使用したり、他人への譲渡はできません。 								
利用期間	令和8年4月1日以降の交付日～令和9年3月31日								
申請開始日	令和8年3月2日（受付開始） ※毎年申請が必要です								

担 当	木津川市健康福祉部 社会福祉課 障がい者福祉係
所在地	〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9
TEL	0774-75-1211（直通）
FAX	0774-75-2083